

# 社会福祉法人 日の本福祉会

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日の本福祉会（以下「法人」という。）役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (職務内容及び報酬額)

第3条 理事長は、次に掲げる職務に従事するものとし、月額20万円とする。ただし、勤務実態に即して支給額を増減できるものとする。

- ① 法人の資産に関する事項
- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ 施設等の契約に関する事項
- ④ 職員の人事・給与に関する事項
- ⑤ 法人の事業拡大、維持に関する事項
- ⑥ その他施設の運営に関する重要な事項

2 理事長以外の役員、評議員等の月額報酬は支給しないものとする。ただし、次条以降に定める報酬は除きます。

### (理事会及び評議員会等の出席報酬)

第4条 役員（理事長を除く）が理事会に出席したとき、評議員及び苦情対応第三者委員が評議員会に出席したときは、＜別表1＞により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事及び評議員等の報酬)

第5条 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、＜別表2＞により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

**(監事の報酬)**

- 第6条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、<別表2>により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合にはその実費とする。

**(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)**

- 第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、<別表1>によりの実費弁償費を支払うことができる。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、<別表2>により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合にはその実費とする。

**(出張旅費)**

- 第8条 役員及び評議員等が、法人業務のために出張する場合は、別に定める「出張旅費規程」により旅費を支給することができる。

**(適用除外)**

- 第9条 施設長等役員以外の職務を兼務する場合の給与は、法人の「給与規程」に基づき支給するものとし、この規程は適用しない。

**(役員等の職務証跡)**

- 第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード又は出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

**(改正)**

- 第11条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

**附 則**

- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

<別表1> (第4条及び第7条関係)

<日額>

名 称	実 費 弁 償 費
理事会出席実費弁償費	5,000円
評議員会出席実費弁償費	5,000円
苦情対応第三者委員	5,000円

<別表2> (第5条、第6条及び第7条関係)

<日額>

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当額
監事監査指導報酬等	15,000円	5,000円
苦情対応第三者委員	10,000円	5,000円